

せいねんこうけん 下呂市成年後見支援センターだより

発行:下呂市成年後見支援センター

令和6年1月発行

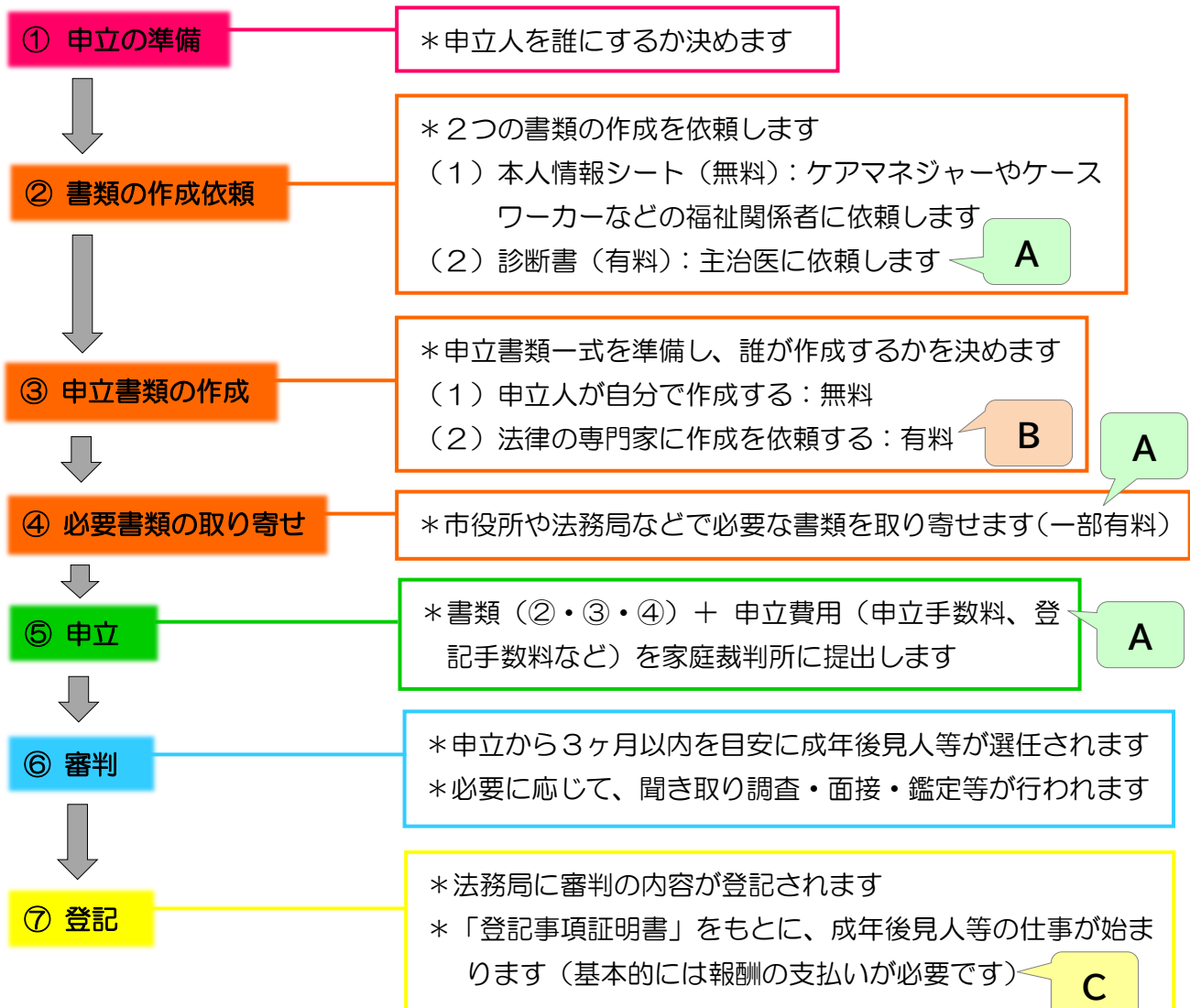
【 第3号 】

(次回発行: 令和6年7月 『 任意後見制度 利用の手順 編 』 を予定しています)



下呂市成年後見支援センターでは、認知症や障がいなどにより、契約や財産管理などに不安がある方に対して、成年後見制度の説明や相談、利用手続きに関するお手伝いをしています。また、制度の理解と普及を図ることを目的に、『成年後見支援センターだより』を発行しています。

もっと知りたい! 法定後見制度 費用 編



A：申立費用

支払う人：申立人

＊精神鑑定の必要がなければ、申立にかかる費用は**1万～2万円**程度です。

＜取り寄せる書類にかかる費用＞

- ・戸籍謄本（全部事項証明書）：450円
- ・住民票、戸籍附票、登記されていないことの証明書：各300円
- ・診断書：3,000～5,000円程度 ←診断を行う医師によって異なります

＜家庭裁判所に納める費用＞

- ・収入印紙（申立手数料）：800～2,400円 ←代理権付与/同意権付与の有無で異なります
- ・収入印紙（登記手数料）：2,600円
- ・郵便切手：4,300円
- ・鑑定料（必要な場合のみ）：3万～10万円程度 ←鑑定を行う医師によって異なります

B：申立書類作成委託料

支払う人：申立人

＊申立人による書類作成が難しい場合は、**弁護士や司法書士に依頼**することも出来ます。費用は依頼する弁護士や司法書士によって異なるため、事前に確認されると安心です。
（委託料の目安：**10万～30万円**程度）。

C：後見人等に対する報酬

支払う人：本人

＊後見等の事務内容や管理財産額を参考に、**家庭裁判所が決定**します。報酬は本人の財産から支払われます（申立人に支払いを求められることはありません）。

＜報酬額（目安）＞

- ①基本報酬（月額）…管理財産額が 1,000万円未満で **1万～2万円**、1,000万～5,000万円未満で **2万5,000円～3万円**、5,000万円以上で **4万～5万円** となります。
- ②付加報酬…訴訟、遺産分割調停、不動産の任意売却など、特別な困難や事務を伴った場合は相当額の報酬が付加されることもあります。



下呂市成年後見支援センター ご利用案内



【住所】〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8 星雲会館 福祉部 社会福祉課内

【電話】0576-**52-3936** 【メール】seinenkoken.gero@gmail.com

【開設時間】月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（土日祝、年末年始を除く）

下呂市の委託を受けて、下呂市社会福祉協議会が運営しています